

平成23年度 小樽市立学校施設開放事業実施要綱

1. 趣 旨

本事業を**使用団体による自主管理方式（詳細別紙）**により、「小樽市立学校施設の開放に関する規則」に基づき、次のとおり実施します。

2. 開放期間

【冬期】平成23年11月 1日（火）～平成24年 3月 2日（金）
＜冬休み期間の平成23年12月23日（金）～平成24年1月16日（月）は除く＞
※開放日は学校の都合又はその他の理由により、変更又は中止することがあります。

3. 時 間

平 日 <夜間の部> 午後6時30分 ～ 午後9時
土 曜 <午後の部> 午後1時 ～ 午後5時
<夜間の部> 午後5時 ～ 午後9時
日・祝 <午前の部> 午前9時 ～ 午後1時
<午後の部> 午後1時 ～ 午後5時
<夜間の部> 午後5時 ～ 午後9時

※開始時間前の使用及び終了時間後の使用は厳禁とします。

4. 開放実施校及び曜日

別表（1）のとおり

5. 使用種目

バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ミニバレー、ソフトバレーボール、卓球、トレーニング、剣道、空手道など教育委員会が適当と認めるもの。

6. 対 象 者

市内に在住、在勤若しくは在学するもので構成する10名以上の団体。
ただし、指導者又は監督者として成人が含まれていること。
なお、学生のみクラブ・同好会・サークル・グループ等の使用は認めません。
また、営利を目的としたり、政治的・宗教的活動のための使用は認めません。

7. 申請手続きについて

使用希望団体は、下記により「使用申請書」（様式第1号）・「使用希望日時」・「使用代表者・使用責任者届」（様式第2号）及び「使用団体会員名簿」を提出しなければなりません。

提出書類に不備がある場合は、使用を許可しない場合がありますのでご注意ください。

※ 使用申請による「個人情報」は、資料等送付、情報の提供・確認以外に利用いたしません。

		冬 期
申請受付	期 間	平成23年9月5日（月）～ 9月12日（月）
	時 間	午前9時～午後5時20分（郵送可：申請受付最終日までに必着のこと）
	場 所	小樽市教育委員会 教育部 生涯スポーツ課（旧東山中学校2階） （但し、土・日曜日と夜間については、教育委員会庁舎の「郵便受け」で使用申請書の提出のみ受け付けますので、「生涯スポーツ課行」と明記して投函してください。）
調整会議	日 時	平成23年9月25日（日）午前10時
	場 所	小樽市教育委員会 第1会議室（旧東山中学校3階）
	注意事項	*調整会議が必要な団体の使用代表者または使用責任者は必ず出席してください。（上履きを持参してください。）→調整会議が必要な団体とは、原則、同一校において曜日・日・時が重なる団体です。 *万一、欠席の場合は開放の使用ができなくなることがあります。

★ 調整会議が必要な団体については、**9月21日（水）までにハガキで通知します。**

★申請についての注意事項とお知らせ ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

受付期間内の申請（第1次募集）では、一つの団体について「同一学校の同一曜日」に限らせていただきます。例えば「忍路中央小学校の火曜日」となります。また、教育委員会庁舎運動場についても同時に申請はできません。追加して申請希望の場合は、9月28日（水）以降の第3次募集時に申請をお願いいたします。

★第2次募集と第3次募集について ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

申請の締切日（9月12日）を過ぎますと、調整会議終了までは受付をいたしません。

第2次募集……未申請の団体に限り、空いている学校、曜日について9月26日（月）と27日（火）の二日間受付します。一つの団体について「同一学校の同一曜日」のみとし、先着順となります。

第3次募集……9月28日（水）以降は、空いている学校、曜日について先着順に随時受付します。

なお、申請は原則として使用しようとする日の7日前までにすることとします。

8. 器具の貸し出しについて

学校に備え付けの器具（支柱・ネット・卓球台等）については貸し出します。

なお、用具（ラケット・ボール・シャトルコック・竹刀等）については使用者が持参し、持ち帰ってください。用具の紛失に関しては、一切責任を負いません。

9. 施設・器具の欠損について

使用中の施設・器具の破損及び損失は、使用者において弁償するものとします。

10. 使用時の事故について

使用時における一切の事故については、使用者の責任とします。

11. 使用料について

開放施設の使用に際しては別表（2）に定める使用料が必要となります。

暖房使用料については、冬期間（11月～3月）に使用する場合のみ必要となります。

なお、使用時間が1時間に満たないときは、これを1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、30分未満についてはこれを切り捨て、30分以上（30分を含む）についてはこれを1時間に切り上げます。

電灯及び暖房を消し忘れた場合は、その時間分の実費を徴収します。

12. 使用料の納入について

使用料については、使用実績に基づき教育委員会が毎月発行する納付書により納付してください。納期限は納付書に記載されています。

※使用料が未納の場合は、開放の使用を取り消します。また、今後の申請を許可しないことがありますので、ご承知おきください。

13. その他

(1)使用団体の都合により中止する場合は、必ず生涯スポーツ課へ連絡してください。

(2)使用に当たっては「実施要綱」及び別紙「使用上の注意」を遵守してください。

なお、違反があった場合は、開放の使用を取り消します。

(3)使用終了後の清掃については「使用責任者」の指示に従ってください。また、施設内は禁煙です。

なお、ゴミについては、使用者各自が必ず持ち帰って処分してください。

(4)開放玄関付近に「学校開放事業日誌」が備え付けられていますので、使用した際は忘れずに必要事項をご記入願います。

(5)冬期の使用に当たっては、吹雪や降雪等により中止又は閉鎖することがありますので、ご了承願います。

<問合せ先>〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号
小樽市教育委員会 教育部 生涯スポーツ課
TEL 32-4111（内線318・415）
FAX 33-6608